

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年1月21日(木)午後2時から午後3時15分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
16番 久古浩二 委員	17番 大木寛 委員
18番 渡邊弘仁 委員	19番 熱田幸子 委員
20番 川口京子 委員	21番 太田忠治 委員
22番 菱木信治 委員	23番 大木一夫 委員
24番 石井敏雄 委員	25番 椎名勝英 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(1名)

15番 伊藤喜信 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2件

議案第4号 平成27年度第6次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第5号 平成27年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)
事務局長ほか3名
(産業振興課)
職員2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成28年1月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、13番椎名正和委員、14番山崎幸治委員を
指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
についての番号3番から7番までは、申請者から1月18日付けで資金計
画に関する書類不備のため、申請の取下願が提出され、同日受理いたしま
したので報告します。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の番号1番から4番までは賃借権に関する件、番号5番から7番までは所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から7番までを議案書を基に朗読】

番号1番から7番までについて、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

16番 番号1番について、譲受人は新規就農者です。習得した農業技術や農機具の保有状況からみても問題ないと思われま

9番 番号2番について、営農型の太陽光発電施設を設置するための区分地上権を設定するもので、問題ないと思われま

番号3番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われま

22番 番号4番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われま

20番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われま

番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われま

21番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われま

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申

請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第2号、番号3番から7番までを除き議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、営農型太陽光発電設備用地として、畑2,101㎡の内7,125㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、太陽光発電設備用地として、畑1,284㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番は、専用住宅用地として、畑332㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9番 番号1番について、畑2,101㎡の内7,125㎡を借り受け、太陽光発電設備の設置を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。

20番 番号2番について、畑1,284㎡を譲り受け、太陽光発電設備の設置を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

8番 番号8番について、畑332㎡を譲り受け、専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。申請地は周辺農地の利用状況から見て第2種農地相当と思われますので、農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 3 号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2 件でございます。
あっせん申出番号 1 番については、田 3 筆を売買したいとのことです。
あっせん申出番号 2 番については、田 5 筆を売買したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号 1 番のあっせん委員に 1 1 番大木丈雄委員、1 4 番山崎幸治委員を、あっせん申出番号 2 番のあっせん委員に 2 0 番川口京子委員、2 1 番太田忠治委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第 3 号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 3 号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号 1 番のあっせん委員に 1 1 番大木丈雄委員、1 4 番山崎幸治委員を、あっせん申出番号 2 番のあっせん委員に 2 0 番川口京子委員、2 1 番太田忠治委員を選出することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「平成27年度第6次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る1月19日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

14番(農地銀行運営委員会副会長)

農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る1月19日午後1時30分から、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成28年1月15日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成27年度第6次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われまます。計画案の内容につきましては、利用権設定関係23件、対象面積合計170,474㎡、所有権移転関係2件、対象面積合計396㎡です。計画案の詳細につきましては、事務局担当課から御説明申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。なお、本議案には、椎名勝英委員と伊藤栄治委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に第1の利用権設定の4番について、を議題とします。椎名委員は退席をお願いします。

(椎名委員退席)

議 長 椎名委員が退席しましたので、第1の利用権設定の4番について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の第1の利用権設定関係の4番について、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

 以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

 (質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

 お諮りいたします。議案第4号「平成27年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の第1の利用権設定関係の4番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

 (「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
 よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

 (椎名委員着席)

議 長 椎名勝英委員が着席されましたので、引き続き議案第4号「平成27年度第6次農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。第2の所有権移転関係の1番と2番について、事務局から説明をお願いします。伊藤栄治委員は退席をお願いします。

 (伊藤委員退席)

議 長 伊藤委員が退席しましたので、第2の所有権移転関係の1番と2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の第2の所有権移転関係の1番と2番について、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「平成27年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の第2の所有権移転関係の1番と2番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(伊藤委員着席)

議 長 伊藤栄治委員が着席されましたので、引き続き議案第4号「平成27年度第6次農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。第1の利用権設定関係の4番及び第2の所有権移転関係の1番と2番を除き、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進

法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「平成27年度第6次農用地利用集積計画(案)について」第1の利用権設定関係の4番及び第2の所有権移転関係の1番と2番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第4号「平成27年度第6次農用地利用集積計画(案)について」第1の利用権設定関係の4番及び第2の所有権移転関係の1番と2番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「平成27年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。本案につきましては、去る1月19日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について農地銀行運営委員会会長から報告をお願いします。

【農地銀行運営委員会会長からの報告】

12番(農地銀行運営委員会会長)

農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る1月19日午後1時30分から、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成28年1月15日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成27年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画は適当と思われま。計画案の詳細につきましては、事務局担当課から御説明申し上げます。本総会において、承認さ

れますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本議案には、椎名勝英委員が関係する事案となりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、椎名委員は退席をお願いします

(椎名委員退席)

議 長 椎名委員が退席しましたので、詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用配分計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成27年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第5号「平成27年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(椎名委員着席)

議 長 椎名勝英委員が着席しましたので、次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	2件
議案第4号 平成27年度第6次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第5号 平成27年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について	(別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成28年1月21日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。